

(別紙)

1 質問項目及び内容

1、伊賀市の同性パートナーシップ証明書の発行について

(1) 伊賀市が発行する同性パートナーシップ証明書を有する者へ本県としてどのように対応するか。

2 回答

性的マイノリティの人びとは、社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなどの問題が生じています。

伊賀市では、同性カップルが提出する「パートナーシップ宣誓書」に対して、市が「受領証」を発行する制度を本年4月から開始し、同性カップルの「認知してほしい」という思いを受け止めるとともに、市営住宅の入居資格や市立病院での手術同意・病状説明において「受領証」の活用を図る方針であると聞いています。

県としては、当制度の詳細な内容やその実施状況などを関係部局等で共有することによって課題等を抽出・整理していきたいと考えています。

なお、多様な性のあり方を認め、すべての人が尊重される社会となるよう、引き続き、教育・啓発に取り組んでいきます。

1 質問項目及び内容

1、伊賀市の同性パートナーシップ証明書の発行について

(2) 特に県営住宅に入居を希望した場合、婚姻関係に相当する関係として認められ入居することができるのか。

2 回答

同性カップルについては、県営住宅条例上、入居資格である同居親族要件の親族には該当しません。

県としては、伊賀市の要綱に基づき発行される「受領証」を有する同性カップルを県営住宅条例上の親族とみなすことについては、例えば、入居後において同性カップルの維持を継続的に確認する方法や同性カップルの一方が伊賀市外に転出した場合の対応など市営住宅での運用や入居状況などを注視しつつ、他都道府県や県内他市町の動きも踏まえ、慎重に検討していくと考えています。